

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目次

規 則

秋田県工業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則(一四・商工業振興課)
 秋田県高度技術研究所条例施行規則の一部を改正する規則(一五・商工業振興課)
 秋田県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則(一六・港湾空港課)

規 則

秋田県工業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成十五年三月十八日

秋田県知事 寺田典城

秋田県規則第十四号

秋田県工業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県工業技術センター条例施行規則(昭和五十七年秋田県規則第四十五号)の一部を次のように改正する。

別表中高周波焼入装置の項を削り、高温動弾性率測定装置の項の次に次のように加える。

ナノインデント	一、九〇〇円
---------	--------

別表中動画解析装置の項を削り、鋳型焼成雰囲気炉の項の次に次のように加える。

発光分析装置	一、二五〇円
--------	--------

別表多軸加工用制御システムの項の次に次のように加える。

成形最適化システム	一、二〇〇円
ネットワーク・アナライザ・システム	一、二〇〇円

別表アルゴリズム開発システムの項を削る。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

秋田県高度技術研究所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月十八日

秋田県知事 寺田典城

秋田県規則第十五号

秋田県高度技術研究所条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県高度技術研究所条例施行規則(平成四年秋田県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

別表ウルトラミクロトムの項の次に次のように加える。

ディスクスパッタ装置	一、二、〇〇〇円
------------	----------

別表非接触・接触三次元表面形状測定機の項の次に次のように加える。

ウェーハ微細加工システム	四、〇五〇円
スパッタ・蒸着複合装置	三、八〇〇円
バッチ式多元スパッタ装置	三、六五〇円

別表高精度ディスクテストの項の次に次のように加える。

多元電子ビーム蒸着装置	三、四五〇円
-------------	--------

別表アーク溶解炉の項の次に次のように加える。

イオンビームスパッタ装置	一、七五〇円
--------------	--------

バッチ式多層スパッタ装置	一、四五〇円
ディスク式記録再生特性評価装置	一、四〇〇円

別表ヘッド表面形状測定装置の項の次に次のように加える。

反応性イオンミリング装置	一、二〇〇円
--------------	--------

別表ネットワークアナライザの項の次に次のように加える。

多元スパッタ装置	一、九〇〇円
----------	--------

別表高精度ディスクテスト用信号測定システムの項の次に次のように加える。

イオンミリング装置	一、八五〇円
-----------	--------

別表周波数・タイムインターバルアナライザの項の次に次のように加える。

マスクアライナー	一、二〇〇円
----------	--------

テープ試験機

高磁界型磁気異方性トルク計	一、一五〇円
---------------	--------

別表ビットエラーアナライザの項の次に次のように加える。

高精度スライサ	一、一〇〇円
---------	--------

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

秋田県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十五年三月十八日

秋田県規則第十六号

秋田県知事 寺田典城

秋田県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県港湾施設管理条例施行規則（昭和三十四年秋田県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表マリーナ施設以外の港湾施設の項中「港湾役務提供用移動施設」を「港湾施設用地」に改める。

第七条中「由利建設事務所長」を「由利地域振興局長」に改める。

「様式第2項2）荷たばき施設使用許可申請書（第1条関係）」

様式第二号(2)中

「様式第2項2）荷たばき施設使用許可申請書（第1条関係）」

を

使用料	時間内		時間外
	時間	時間	時間
	円	円	円

係)

(A4判)

を

使用料	時間内		時間外
	時間	時間	時間
	円	円	円

を

計	時間	円
---	----	---

に改め、同様式(3)中

使用料	時間内		時間外	計
	時間	時間	時間	
	円	円	円	円

使用料 円

円

実使用时间	年月日	時分	分から分まで	時間分

回線(4)中

使用料	時間内	時間外	計
	時間	時間	
	円	円	円

実使用期間	年月日	時分	分から分	時間分

「様式第4号 船舶役務用施設使用許可申請書(第1条関係)」

様式第4号中

「様式第4号 船舶役務用施設使用許可申請書(第1条関係)」

也

(A4判)

実給水量	年月日	時分	分から分
使用料	時間内	時間外	
	立方メートル	立方メートル	

円 円

実給水量	立方メートル
	円

計	立方メートル	円
---	--------	---

附則

この規則は、平成十五年五月一日から施行する。ただし、第一条の改正規定は公布の日から、第七条の改正規定は同年四月一日から施行する。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話(0862)8766 F A X(0863)0005
E-mail:matsubarara@matsubarainetsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄